

「JISA4704 軽量シャッター構成部材」及び、

「JISA4705 重量シャッター構成部材」2020 改正ポイント

一般社団法人日本シャッター・ドア協会

① 急降下停止装置の設置

- ・軽量シャッターを「手動スプリング式」「電動式」「電動スプリング併用式」に名称を区分し、電動式には急降下停止装置を装備する。(重量シャッターは以前より記載あり)
- ・動作性能として、急降下停止装置の作動位置からシャッターカーテンが停止するまでの距離を300mm以下と規定し、試験方法を明示。

② 障害物感知装置のフェールセーフ機能

- ・障害物感知装置(軽量シャッターの場合は送信機を用いるものに限る)は送信機用の電池残量がなくなった場合は、押しボタンスイッチの閉ボタンを押している間だけ閉鎖する構造とする。又、障害物感知装置に異常が検出された場合には、閉鎖しない構造又は押しボタンスイッチの閉ボタンを押している間だけ閉鎖する構造とする。

③ リモコンスイッチの2アクション化

- ・リモコンスイッチは、停止ボタンなどを押してから開ボタン又は閉ボタンを押して操作する構造とする。

④ シャッターカーテン下部の視認性確保

- ・押しボタンスイッチの位置は常にシャッターの視認できる場所にあること。
- ・常にシャッターの視認できる場所に設置する内容を押しボタンスイッチに表示する。
また、常にシャッターの視認できる場所で操作する内容を、リモコンに表示するか、又は、リモコンに関する取扱説明書に記載する。

⑤ その他

- ・「障害物感知装置(一般型)」を「障害物感知装置」に名称変更
- ・「障害物感知装置(自動閉鎖型)」を「危害防止装置」に名称変更

*急降下停止装置は、JIS 改正では原則設置するが技術的に対応が困難な場合は、受渡当事者間の協議で省略が可能としました。